

「学校保健に関連する講演会への講師派遣」要綱

令和5年5月11日 改定

(目的)

第1条 学校保健活動において、皮膚科医が皮膚科分野で専門性を発揮する場面は多い。これまで、学校からの要請を受けて皮膚科医が学校へ赴き、健康相談や講演を個別に行ってきたが、日本皮膚科学会、日本臨床皮膚科医会、日本小児皮膚科学会などの学会間での連携は必ずしも十分ではなかった。今後、各学会・医会が十分に連携・協力し、より適切な園児・児童・生徒・学生および保護者・教職員への保健指導・教育を行うために、日本皮膚科学会東京支部（以下、東京支部）が中心となって講師派遣の環境整備を行う。

(連携と協力)

第2条 (1) 本活動を行うにあたって、当日本皮膚科学会東京支部（以下、東京支部）は、日本小児皮膚科学会（以下、日小皮）、東京都皮膚科医会、神奈川県皮膚科医会、埼玉県皮膚科医会、千葉県皮膚科医会および日本臨床皮膚科医会（以下、日臨皮）の各県支部の理事長、会長、支部長、学校保健担当者と十分に連携・協力する。

(2) 従来から行われている都県単位の皮膚科医会および日臨皮の各県支部、日小皮の活動はそのまま継続する。

(3) 上項(2)の各会独自の活動においても、東京支部への申請が受理されれば東京支部は要綱の範囲内で謝礼、交通費を支払う。

(事務局)

第3条 東京支部は事務局内に講師派遣受付の事務局を置き、講師派遣活動を支援する。

- (1) 講師派遣の募集、依頼受付
- (2) 派遣講師選定の調整
- (3) 講演依頼者（以下、依頼者）への連絡、講演日程の調整
- (4) 講演者への謝礼・交通費の支払い
- (5) 事後報告書管理

(募集)

第4条 講師派遣の募集は、日小皮、日臨皮、東京支部などのホームページ上で行う。日本皮膚科学会雑誌や関連学会機関誌などにも掲載する。

(派遣)

第5条 以下のような手順で講師派遣の申請および受け付け、選定、決定を行う。

- (1) 各学校（保育所・幼稚園以上）は、講師派遣を希望する日時と講演内容を東京支部事務局に連絡する〔東京支部のホームページから書式をダウンロードし、所属長名により招聘状とともに事務局まで送信する（メールアドレス maf-

derma@mynavi.jp】)。

(2) 講演時期は原則として連絡から3カ月後から1年以内とする。

(3) 講師を派遣する地域は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県とし、講師は原則として派遣申請した依頼者近隣の東京支部会員とする。講師は「学校保健に関する実施委員会」委員が中心となって調整し、支部長が決定する。

(講演資料)

第6条 原則として日臨皮作成の講演資料を使用する。

(謝礼・交通費)

第7条 講演に対する謝礼(交通費を含む)は、別途申し合わせ事項の通りとする。

(事後報告)

第8条 当該講師は講演後に事後報告を行う。

講演実績は年度ごとに総会において報告する。